

佐久穂町公式LINE利用要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、LINE株式会社が運営するモバイルメッセージアプリケーションであるLINEを利用し、佐久穂町(以下、「町」という。)が運営するLINE公式アカウント(以下、「アカウント」という。)と、これを利用した情報の提供(以下、「サービス」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用にかかる同意)

第2条 サービスを利用する者(以下、「利用者」という。)は、事前にLINE株式会社が定める各種利用規約等について遵守するとともに、利用要綱(以下、「要綱」という。)に同意した上で利用するものとする。

(アカウント運営)

第3条 アカウントは、次に掲げる各号に基づき運営する。

(1) 運営者は、町とする。

(2) アカウント名は、長野県佐久穂町とする。

(3) サービスは、次に掲げるものとする。

ア チャットボットを活用した問合せの自動応答

イ 災害時等における緊急情報の配信

ウ 町民等への周知が必要と認められる各種情報のセグメント配信

エ 町が開催する各種イベントや行事等の予約

オ 各種オンライン申請

カ 道路、公園の不具合等の通報

キ その他、町長が適当と認める情報の配信

(4) アカウントの運営は、町の判断により予告なく終了又は削除する可能性があるものとする。

(知的財産権の帰属)

第4条 掲載している記事、写真、イラスト、音声、動画等に関する知的財産権は、町又は町以外の正当な権利を有する者に帰属する。なお、出所を明記しての転載は可能とする。

ただし、「無断転載を禁じる」等の注記がある場合には、この限りではない。

(免責事項)

第5条 町は、次に掲げる事項について、一切の責任を負わないものとする。

(1) アカウントにおけるサービスの事実上又は法律上の瑕疵(安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害などを含む。)がないことに関する明示的、黙示的な保証

(2) 利用者に対する瑕疵を除去したサービスの提供

(3) 利用者及び第三者により投稿されたコンテンツ(コメント・写真・動画等)

(4) アカウントに関連して、利用者と第三者間で発生したトラブル・紛争等

(5) 町が、予告なく施行する要綱の改定

(6) LINE株式会社のシステムに関する利用者からの問合せ。及び、LINE株式会社並びに第三者から提供されているソフトウェアやアプリに関する事項

(注意事項)

第6条 アカウント及びサービスを利用するための注意事項は、次に掲げる各号に基づくものとする。

(1) サービスは、メッセージ配信及び、利用者が自ら入力したテキストを機械的に判断し

て自動的に応答する機能（A I 応答メッセージ）として利用する。

- (2) 町は、利用者に対し、サービスの内容につき、事実上又は法律上の瑕疵がないことを保証しない。利用者は、サービスの性質を踏まえ、自らの責任において利用するものとする。
- (3) 投稿された全てのコンテンツは、投稿をもって、投稿者が町に対し、無償で自由に使用する権利を許諾したものとし、かつ、町に対して著作権等を行使しないことに同意したものとす。
- (4) 町は、サービスに関して協力関係にある会社（以下、「協力会社」という。）と投稿されたコンテンツを共有するものとし、サービスの精度向上及び品質改善のため、協力会社が当該コンテンツを使用することを許諾する。
- (5) 利用者は、自らの意思及び責任においてアカウントを利用し、サービスにおける一切の行為及びその結果についての責任を負うものとする。

（禁止事項）

第7条 アカウントの利用に当たり、次に掲げる各号の行為を禁止する。

- (1) 法律、法令等に違反する内容又は違反するおそれがある行為
- (2) 特定の個人、企業、団体等の名誉若しくは信用を傷つけ、若しくは誹謗中傷する行為
- (3) 虚偽又は著しく事実と異なるもの及び単なる風評や風評を助長させる行為
- (4) 本人の承諾なく個人情報と特定・開示・漏えいする等のプライバシーを侵害する行為
- (5) 町又は第三者の著作権その他一切の知的財産権、肖像権、プライバシーその他の人格権その他法律上保護された権利・利益を侵害する行為
- (6) 政治、宗教活動を目的とする行為
- (7) 人種・思想・信条等の差別又は差別を助長させる行為
- (8) 公の秩序又は善良の風俗に反する行為
- (9) アカウントの他の利用者その他第三者になりすます行為
- (10) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とする行為
- (11) L I N E 株式会社が定める L I N E 利用規約において禁止とされる行為
- (12) その他、町長が不適切と認める情報及びこれらの内容を含むリンク等

（個人情報等の取扱い）

第8条 町は、「佐久穂町個人情報保護条例（平成17年3月20日条例第13号）」（以下「条例」という。）やその他関係法令を遵守し、次に掲げる各号により、個人情報の収集・利用・管理を行う。

- (1) アカウントを通じて、町が個人情報を収集する際は、利用者の意思による情報提供を原則とし、利用目的を特定し明示すること。
- (2) アカウントを利用する場合、町は次に掲げる情報を収集し、サービスを円滑に実施するための参考データとして利用することがあるものとする。
 - ア 利用者が L I N E サービスに登録したプロフィール情報（L I N E で設定した名前、プロフィール画像、ステータスメッセージ、L I N E が一意に割当てた内部識別子）
 - イ 利用者がアカウント宛に送信したメッセージの内容
 - ウ アンケート機能により利用者が入力した情報
 - エ クッキー（C o o k i e）、アクセスログ、その他サービスの利用状況に関する情報
 - オ 機器情報（O S、端末の個体識別情報、コンピュータ名、言語設定等）
 - カ サービスに関連して町へ問い合わせた内容
- (3) 町では、法令に基づく開示要請があった場合、不正アクセス、脅迫等の違法行為があった場合、その他特別な理由がある場合を除き、収集した情報を利用目的以外の目的の

ために自ら利用し、又は個人情報を第三者に提供してはならない。ただし、統計的に処理された利用者属性情報やアクセス情報については公表する場合がある。

(要綱の変更)

第9条 町は、サービスの改善・向上に努める過程で、必要に応じて要綱の変更を行うことができる。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年8月2日から施行する。